

## 2. 津波災害警戒区域を指定する目的は？

(1) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定により、津波に対する警戒避難体制の整備をより確実なものとすることができます。

### 市町村

- ①【義務】市町村地域防災計画への津波警戒避難体制に対する事項を記載
- ②【義務】津波ハザードマップの作成や住民に対する周知
- ③【任意】指定や管理協定締結による津波避難施設の確保

### 施設所有者・管理者

【義務】避難困難者利用施設における避難確保計画への作成と市町村への報告及び公表、津波避難訓練の実施と実施結果の市町村長への報告

### 民間事業者

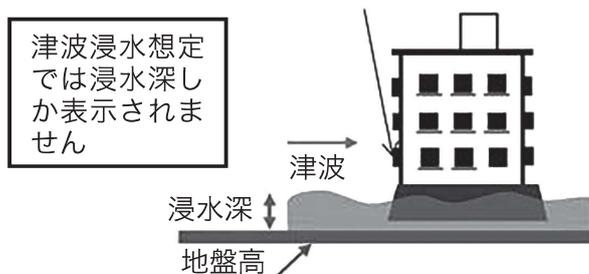
【義務】宅地建物取引業法に基づく重要事項説明として、取引対象となる物件が区域内にある旨を説明することが必要

※津波災害警戒区域に指定されても、建築物の建築やそれに伴う開発行為が制限されることはありません。

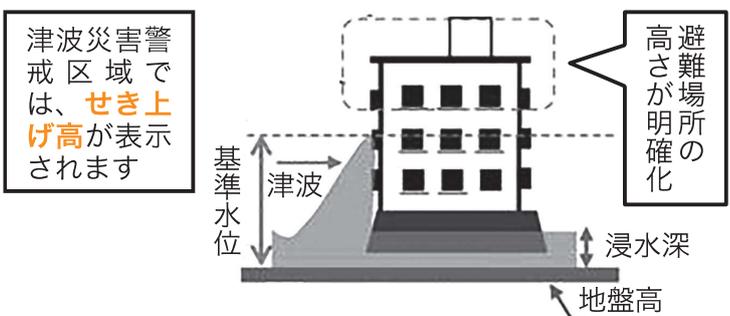
(2) 区域指定の際に公表する基準水位（津波浸水想定の高さ深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた水位）により、津波に対して安全な高さが明確になるため、避難施設の効率的な整備の目安になるなど、実効性の高い避難対策が可能となります。

### 津波浸水想定（都道府県知事が設定）

1階や2階は避難場所に指定して大丈夫？



### 津波災害警戒区域（都道府県知事が指定）



## 3. 津波災害警戒区域の指定範囲はどのように設定されるのか？

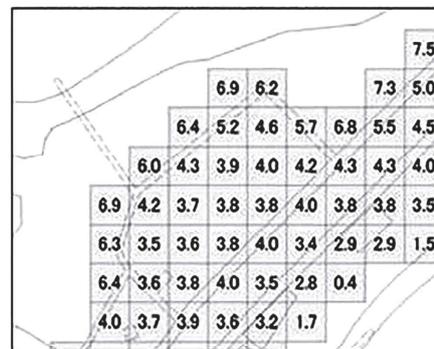
北海道が設定した最大クラスの津波による浸水想定区域である「津波浸水想定」の区域を基本として設定します。

区域の単位は「津波浸水想定」と同様、10m四方毎であり、「津波浸水想定」では浸水深に応じて着色しますが、「津波災害警戒区域」では中心に基準水位を表示します。なお、最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の深さが1cm以上の区域が基本となります。

### ●津波浸水想定公表例 ※浸水深に応じて着色



### ●津波災害警戒区域の指定例 ※基準水位を表示(m)



いざというときに、身の安全を守る行動をとったり、安全な場所に避難したりするためには、普段からの準備が必要です。

今回の津波災害警戒区域の指定を機に、各家庭に配布されている「上ノ国町地域防災計画【概要版】」や「防災ノート【保存版】」、ハザードマップなどにより避難場所や避難経路、危険箇所などを再確認し、いつでも津波から避難できるようにしておきましょう。

◎上ノ国町や道内他市町村の指定・告示の状況（津波災害警戒区域図）などについては、次のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

【北海道建設部建設政策局維持管理防災課】  
[https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/sbs/tsunami/saigaikuiki/data\\_Designation/index2.html](https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/sbs/tsunami/saigaikuiki/data_Designation/index2.html)

